

旭川市総合戦略検討懇談会の運営について

1 会議の公開

会議については、原則として公開する。

ただし、会議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当するおそれがあると懇談会が認める場合を除く。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は6人とする。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

傍聴者の傍聴ルールを別紙のとおり定め、会議の都度、傍聴者に配布する。

会議資料を、傍聴者に対して配付または閲覧により提供する。

4 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名を記載しない。また、会議録の内容については出席委員の確認を得た後、これを公表する。

5 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

6 参加者名簿

参加者名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

傍聴者のみなさまへお願い

会議を傍聴される方は以下のルールを守ってください。

- 1 会議場への入場の際は、受付簿に氏名を記入すること。
- 2 みだりに席を離れずに、静かに会議を傍聴すること。
- 3 会議場において発言したり，構成員の発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 4 ゼッケンやたすきなどを着用したり，旗やプラカードを掲げるなど，示威的な行動はしないこと。
- 5 会議場において，許可なく撮影，録音その他これに類する行為をしないこと。
ただし，報道関係者は，あらかじめ進行役の許可を得て，会議開催の冒頭や会議終了時に撮影することができる。
- 6 その他会議場の秩序を乱し，又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。

※ これらのルールが守られない場合は，傍聴を御遠慮していただくことがあります。円滑な会議進行のため，御協力をお願いします。